資料１

平成26年9月17日

江戸川区

計画相談支援事業所

連絡会

5月実施の追加アンケートに対する回答

標記アンケートでお寄せいただいた質問・意見に対して以下のとおり回答します。

参考　追加アンケートの質問

ア　計画相談支援における障壁（課題）と、その解決策（案）を教えてください。

そのうち、区に取り組んでもらいたいことがあれば●マークを付けてください。

イ　上記の他、計画相談支援に関して皆で共有しておきたいことがあれば教えてください。

**１．モニタリング**

|  |
| --- |
| 問1  （１）モニタリング月に連絡が取れない、ドタキャン、不調等で会えないなどの理由でモニタリングがなかなかできないことがある場合に、利用者・家族に対するモニタリングの説明等を行政からしてもらえないか。  （２）モニタリングまで至っても、（１）と同様の理由で確認・署名ができないことがあるとき、一定の理由があれば電話等の確認でよしとすることを認めてもらえないか。 |

（答）

　○(1）原則的には事業者が行うものですがやむを得ない場合は各担当係にご連絡ください。

（2）モニタリング報告書に利用者の確認・署名を受けることまでをもって十分なモニタリングの実施が裏付けられるため、利用者からは確認・署名を受けることが原則です。ただし、一定の理由がある場合は各担当係にご連絡ください。

【参考】基準省令第15条第3項第2号

相談支援専門員は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡を継続的に行うこととし、法第５条第22項に規定する厚生労働省令で定める期間ごとに利用者の居宅等を訪問し、利用者等に面接するほか、その結果を記録しなければならない。

|  |
| --- |
| 問2　モニタリングの同意について基準省令では、訪問の結果、軽微の変更や変更がない場合は、再度の訪問は必須ではなく、電話や郵送の確認での差支えないとあります。区として考えをお聞かせ下さい。 |

（答）

　○　基準省令の解釈通知及び国事務連絡（26.2.27）に示されたとおりです。

　　　省略できるものはモニタリング後の事務処理であって、モニタリングにおける訪問は省略不可であることに気を付けてください。

　　　【参考】解釈通知第二の2（11）指定計画相談支援の具体的取扱い方針（第3項第3号）

|  |
| --- |
| 問3　モニタリング該当月にモニタリングをしないことを認めてもらえないか。 |

（答）

　○　モニタリング期間は、利用者の必要性を踏まえて決定していることから、該当月にはモニタリングを実施することが原則です。

もっとも、対象者の状況等を勘案し、モニタリング実施月を移動する対応は可能です。事前に各担当係にご相談ください。（「手引き」P.19参照）

|  |
| --- |
| 問4　モニタリング該当月ではない月ですが、利用者の状態に応じて突発的な出来事があるときにも訪問しています。モニタリングとして認めてもらえませんか。 |

（答）

　○　体制が整えられていれば、地域定着支援という方法もあり得ます。

モニタリング月でない場合でも、事前に区の担当係に了解を得た上でモニタリングを実施し、報告書を作成・提出をすれば個別に報酬を算定します。

|  |
| --- |
| 問5　モニタリング月でない月の対応の評価と担い手は。 |

（答）

　○　実際に細かな調整（例：居宅介護の実施日時を変更する）など計画内容の調整の必要性がある場合は該当月でなくともモニタリング実施を認められる場合があります（問4参照）。それ以外でも相談が頻回な場合、本人の生活を支えられるよう現状の計画の見直しや他機関との連携の模索、地域定着支援の導入などが選択肢となります。

（問33参照）

|  |
| --- |
| 問6　計画書等を区がサービス提供事業所に配布してもらえないか。 |

（答）

　○　区からサービス提供事業所に計画書等をお渡しすることはできません。

サービス担当者会議等を活用し、情報共有を図ってください。

**２．受給者証**

|  |
| --- |
| 問7　受給者証を確認できないことが多くあるため、コピーをもらえないか。 |

（答）

　○　コピーのお渡しは難しいです。利用者又は保護者が事業所に提示することが原則です。どうしても確認が難しい場合は、各担当係にご連絡ください。折り返し固定電話に連絡し、お知らせいたします（成りすまし対策のため）。

**３．支給決定３係の統一**

|  |
| --- |
| 問8　計画案から大きな変更がなければ、計画提出やモニタリングの週間計画表を省略させてもらえないか。 |

（答）

　○　計画案を提出し、支給決定後に計画を提出することのいずれも必須です。（「手引き」P.15参照）

|  |
| --- |
| 問9　生活訓練と就労継続支援B型の併用について。 |

（答）

　○　2つ以上の日中活動系サービスの同日利用は報酬算定上不可です。別の日に利用する場合については、それぞれのサービスを利用する目的や必要性を鑑みて検討します。

|  |
| --- |
| 問10　就労継続支援B型の職務評価と計画相談の関係について教えてほしい。 |

（答）

　○就労評価＝アセスメント

　就労系障害福祉サービスの利用にあたっては、アセスメントのために最大二か月間の暫定支給決定を行います。

暫定支給の際に計画相談を利用することは差し支えありませんが、短期間のサービス利用のために利用するのかという問題もあり、東京都もどちらでも可としています。

　　＜特別支援学校高等部の生徒の場合＞

現在高校3年生で就労継続支援B型を進路先の第一希望としている方を第一に、就労移行支援又は就労継続支援B型のどちらかを希望している方を第二に優先して職務評価を導入します。

アセスメントは一週間程度で区立障害者就労支援センターが取りまとめ、場合によっては他の就労移行支援事業所にも協力いただき、可能な限り年内に終わらせます。

区はアセスメント導入の際、生徒に計画相談を利用できる旨を伝えます。

（職務評価以外に従来の希望に応じた施設での実習も学校主体で行います。）

|  |
| --- |
| 問11　入所判定会議で決定する事業所とは。 |

（答）

　○　正式名称は、「通所施設（生活介護）利用連絡会議」、「通所施設（授産）利用連絡会議」です。いずれも、新卒者等該当者の希望を集約し、年度初めからの利用施設を確認します。入所の利用調整をする施設は、区立生活介護の５施設です。

　　　こちらの区立生活介護施設を希望される場合は、お住まいの住所より、エリアで区が利用する施設を決めさせていただいています。

　　　その他の生活介護施設及び授産施設（就労継続B型・就労移行）については、実習等の様子を確認させていただき、本人と事業所の契約で利用施設を決定します。

|  |
| --- |
| 問12　支給決定の流れ、期間の目安、提出書類、計算法について。 |
| 問13　ひと月の流れスケジュール化したもの。 |

（答）

　○　今回の連絡会で資料配布・説明します。

|  |
| --- |
| 問14　区役所へ書類を持参する場合、窓口では番号札を取って待たなければならないか。 |

（答）

　○　番号札は利用者向けのものです。窓口手前の柱に「事業者さん向け電話」を設置していますので、内線番号表をご参照の上、担当者を呼び出してください。

|  |
| --- |
| 問15　更新月での提案ではご家族が考える（選ぶ）時間がない。更新月の２か月前に提案するなど、前倒しでスケジューリングできないか。 |

（答）

　○　対象者も多い中で混乱なく計画相談の導入についてご案内できるよう努力しています。なるべく早い段階でご案内できるよう検討していきます。

|  |
| --- |
| 問16　相談事業所と区の共通スタンスをとれるようにしたい（CWによって考えのバラつきがある）。 |

（答）

　○　連絡会を通じて、計画相談のあり方やネットワーク構築について事業所の皆さんと意見交換していきます。

○　手引きの改訂や資料作成を通して、区職員同士でも区・事業所間でも共通理解を深めていきたいと考えています。

**４．周知**

|  |
| --- |
| 問17　利用者・家族・事業所への周知。 |

（答）

　○　区立施設の利用者については、7月1～10日にかけて保護者会で周知しました。

　○　優先順位の高い方々については、担当ケースワーカー又は保健師から個別に説明しています。（「利用者への案内文」参照）

**５．情報提供**

|  |
| --- |
| 問18　サービス提供事業所の一覧。 |
| 問19　地区別の担当者一覧。 |
| 問20　ホームページの充実を |

（答）

　○　サービス提供事業所の一覧、地区別の担当者一覧は更新の都度、メールでお送りします。（26.6.17、第一弾を送付済みです。）

　○　ホームページは現在改訂中。完了次第ご案内します。

|  |
| --- |
| 問21　相談支援事業者のガイドマップを。 |

（答）

　○　リーフレットは、区ホームページからもダウンロードできます。ご活用ください。

|  |
| --- |
| 問22　計画相談支援事業を開始するにあたり、実務的なセットやスケジュールがあるとありがたい。フォーマットや作成手順など。初任者研修では実務的なことは教えてもらえないため。 |

（答）

　○指定申請に係る手続き

手続きの流れと必要な書式は区ホームページに掲載。

受付担当の事業者調整係で質問対応し、説明を尽くすよう心掛けているところです。

　○実務に関するフォーマットや手順等

　　・「サービス等利用計画作成サポートブック」（日本相談支援専門員協会作成）

　　・「認定調査員マニュアル」

　　　　上記の2点はCD-Rで配布しています。サポートブックには、相談支援の意義から作成上のポイント、具体例まで詳しく掲載されています。

　　・「江戸川区相談支援事業の手引き」

　　　　相談支援専門員の皆さんのために江戸川区が作成した事務処理要領です。

　○その他

　　　実務における難しさや苦労については、現場を担う事業所の皆様から情報提供していただくのが一番よいと思いますので、問合せがありましたらご協力いただけると幸いです。

|  |
| --- |
| 問23　江戸川区民が分かりやすい障害福祉サービスの冊子ハートページ障害福祉版を作成してほしい。 |

（答）

　○　現状、ハートページの作成は難しいです。

　　　「障害者福祉のしおり」（窓口で配布中の冊子）に障害福祉サービスの説明がありますのでご活用ください。（不具合があればご指摘ください。次回改訂時に反映します。）

　　 「心の健康ガイドブック」は主に精神障害の方とその家族の皆様にご活用していただくため健康・医療・福祉に関する情報を掲載していますのでこちらもご活用ください。

|  |
| --- |
| 問24　各事業所への振り分けを工夫していただきたい。  青黄赤の割合の考慮。 |

（答）

　○　空き状況一覧を活用して振り分けを行います。

毎月の空き状況提出時に件数以外にどの程度事業所に余裕がある状態か等を備考欄に記載していただけば、それも考慮した上で依頼先を検討します。

○　現状、支援の必要度を踏まえて振り分けて依頼するのは難しい状況です。ただし、困難ケースについては区の担当ケースワーカーや保健師が注意深く関わるようにします。

**６．サービス提供事業所との連携**

|  |
| --- |
| 問25　区主催で連携のあり方研修会（相談支援の制度、意義説明）。 |

（答）

　○　居宅介護・移動支援事業所の研修会において、相談支援事業との連携をテーマに取り上げることを検討しています。

　○　サービス提供事業所に対して、相談支援事業への協力の依頼を呼び掛けます（障害児通所支援事業については実施済み）。

**７．事例検討・スキルアップ**

|  |
| --- |
| 問26　区による開催、江相連との役割整理、自立支援協議会の部会で行うべきでは。 |

（答）

　○　事例検討については、スーパーバイズ・スーパービジョンの観点からも事業所と区の協働が必要なことと考えています。江相連との役割整理も考慮しながら今後検討していきます。

　○　スキルアップについては、区主催で平成27年2月に研修会を実施予定です。

**８．地域定着支援**

|  |
| --- |
| 問27　地域定着支援の支給決定条件（特に身体障害）。 |
| 問28　緊急時対応の範囲。 |

（答）

　○　「手引き」P.21参照。三障害いずれも同様です

　○　「手引き」P.26参照。

**９．共通理解**

|  |
| --- |
| 問29　相談支援専門員の対応に格差があるように思う。区としてどこまでを標準業務内容とするのか示してほしい。薄い対応になっているところは、実地(個別)指導してほしい。 |

（答）

　○　基準省令や報酬告示等に示されている内容を割り込むことはできませんので、各種要件を満たすようにしてください。法令違反となれば、指定取消し等の行政処分や、給付費の返還命令などを受けることとなります。「平成25年度江戸川区相談支援事業所研修会」（26.2.14）でお配りした「自己点検票」などを活用し、法令遵守に努めてください。

　もっとも、相談支援は基準省令等の記載が少ない事業であり、ご指摘いただいた「どこまでを標準業務内容とするか」については、実務を踏まえて見定めるべきものと考えます。

区が一方的に指導するのではなく、事業所の皆様が中心となってご自身で相談支援のあるべき姿を考え、ルール化することを通じ、自らを律して運営されることが望ましいのではないでしょうか。

今後、連絡会での議題とし、江戸川区ルールを構築しながら十分な相談支援が行われていくことを期待したいと考えます。

**10．相談事業の全体像**

**（基本相談支援、市町村障害者相談支援事業（地域生活支援事業）、地域活動支援センターⅠ型、基幹相談支援センター、自立支援協議会）**

|  |
| --- |
| 問30　基幹相談支援センターや相談支援事業に関する自立支援協議会の部会設置について、区の構想を教えてほしい。 |

（答）

　○　基幹相談支援センターを今年度、来年度設置する考えはありません。

　　　区としては、基幹相談支援センターが果たすとされる機能を以下のとおり代替実施します。

　　　 総合相談・専門相談・困難事例に対する助言

区の身体障害者相談係、愛の手帳相談係、

各健康サポートセンターの地区担当保健師、精神保健係　で実施。

連携構築・事務の標準化・今後のあり方の検討

　　　　　（江戸川区相談支援事業所連絡会において実施。）

　　　　　区主催連絡会における協議、意見交換、情報共有を通じて実施。

　　　　権利擁護・虐待防止

　　　　　成年後見制度利用支援事業＝江戸川区社会福祉協議会

虐待防止＝身体障害者相談係、愛の手帳相談係、精神保健係　で対応。

　　　　スーパービジョン・人材育成

　　　　　（江戸川区相談支援事業所連絡会及び子相連における事例検討。）

区の身体障害者相談係、愛の手帳相談係、精神保健係　で対応。

　　　　　区主催研修会を通じて実施。

○　自立支援協議会に部会設置の予定はありません。

|  |
| --- |
| 問31　相談支援業務がダブっている地域活動支援センターⅠ型のあり方の是非見直しをしてほしい。補助事業から給付事業にシフトしていく考えはないのでしょうか。または、基本相談の充実を図る意味で拡充するお考えはないのでしょうか。 |

（答）

　○　検討をしていますが結論に至っていません。

|  |
| --- |
| 問32　「基本相談支援」とは、誰が担い、誰に対して、どのようなときに、どのような方法で実施するものか、また、「一般的な相談」や「総合相談」などと言われる「地域生活支援事業」としての相談支援は、江戸川区の場合は、誰が担い、誰に対して、どのようなときに、どのような方法で実施されるものかを、全体で整理して共通理解にしてほしい。 |

（答）

　○　相談支援の全体像は、以下のとおり整理されます。問33も参照してください。

特定相談支援

一般相談支援

・基本相談支援

**地域相談支援**

・地域移行

・地域定着

**計画相談支援**

・計画作成

・モニタリング

事業者

・地域活動支援ｾﾝﾀｰⅠ型

　精：事業所

・障害者相談支援事業

　身・知：ｹｰｽﾜｰｶｰ

精：保健師

区

＝よろず相談

参考：介護保険制度との比較

地域包括支援ｾﾝﾀｰ(熟年相談室)

基幹相談

　支援ｾﾝﾀｰ

ケアマネ―ジャー

障害者相談

支援事業

基本相談

地域活動支援

ｾﾝﾀｰⅠ型

計画

相談

地域

相談

ｻｰﾋﾞｽ提供

事業所

ｻｰﾋﾞｽ提供

事業所

ｻｰﾋﾞｽ提供

事業所

ｻｰﾋﾞｽ提供

事業所

ｻｰﾋﾞｽ提供

事業所

ｻｰﾋﾞｽ提供

事業所

「特定相談支援事業」とは

基本相談支援及び計画相談支援のいずれも行う事業をいう。

「一般相談支援事業」とは

基本相談支援及び地域相談支援のいずれも行う事業をいう。

「計画相談支援」とは

サービス利用支援及び継続サービス利用支援をいう。

「地域相談支援」とは

地域移行支援及び地域定着支援をいう。

「基本相談支援」とは

地域の障害者等の福祉に関する各般の問題につき、障害者等、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、併せてこれらの者と市町村及び第二十九条第二項に規定する指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整（サービス利用支援及び継続サービス利用支援に関するものを除く。）その他の厚生労働省令で定める便宜を総合的に供与することをいう。

地域活動支援事業における市町村「障害者相談支援事業」とは

　障害者等が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の障害者等の福祉に関する各般の問題につき、障害者等、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の厚生労働省令で定める便宜を供与するとともに、障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障害者等の権利の擁護のために必要な援助を行う事業（次号に掲げるもの（成年後見制度）を除く。

|  |
| --- |
| 問33　モニタリング月でないときの相談や調整に対しての担保がない。  解決策として、基本相談を委託化する。それまでは区の身体障害者相談係や愛の手帳相談係のケースワーカー、各健康サポートセンターの担当保健師又は地域活動支援センターⅠ型事業所が対応する。 |

（答）

　○　お見込みのとおり、上記支援機関が障害者の相談窓口です。

問5、問32及び下記も参照してください。

【参考】厚生労働省　相談支援関係Q&A　H25.2.22

|  |
| --- |
| 問22 計画相談支援の対象者で、モニタリング月ではない時も随時相談があったり、電話が頻回で対応をしなければならない場合も基本相談支援で対応をしなければならないのか。  こういう場合は、委託相談支援事業所が担当することとしてよいか。  または、地域定着支援事業で対応することはできないか。 |

（答）

○ 計画相談支援以外の相談支援が日常的に必要な場合は、委託相談支援事業所と連携したり必要に応じてモニタリングの回数を増やすなどの対応も検討されたい。

地域定着支援の対象となる者（単身等であって地域生活が不安定な者）である場合には、支給決定の上で地域定着支援で対応することも想定される。

以上